

# 公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の許可の効力が失われたことに係る公示	・・・ 2
指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (三菱ふそうトラック・バス株式会社)	・・・ 3
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の日の繰り上げについて	・・・ 4

# 公 示

## ◎一般貸切旅客自動車運送事業の許可の効力が失われたことに係る公示

下記の者の、一般貸切旅客自動車運送事業の許可については、当該許可の有効期間の満了日の経過をもって、その効力が失われたので公示する。

令和5年11月28日 関東運輸局長 勝山 潔

○事業者名 有限会社 光交通  
住所 東京都足立区舎人2-5-4  
許可年月日 平成15年11月17日  
有効期間の満了日 令和5年11月17日

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名又は名称及び住所

三菱ふそうトラック・バス株式会社  
代表取締役 カール・デッペン  
神奈川県川崎市中原区大倉町10番地

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

三菱ふそうトラック・バス株式会社 南関東ふそう 八潮支店整備工場  
埼玉県八潮市大字西袋700番地1  
認証番号 第4-878号  
指定番号 関東指第4-1407号

### 4. 期 日

令和5年12月11日（月）13時30分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同法第94条の5第4項の規定違反

令和5年11月30日

関東運輸局長  
勝山 潔

# 公 示

23C17

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の日の繰り上げに関して、道路運送法第15条の2第5項及び道路運送法施行規則第15条の11に基づく届出があったので公示する。

令和5年12月7日

関東運輸局長 勝山 潔

## 記

### 1. 事案の件名及び事案番号

23C17

### 2. 届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名

株式会社 平成エンタープライズ

### 3. 対象となる路線

事案番号 23C17-1

埼玉県羽生市西2丁目1594番4地先

埼玉県羽生市西2丁目1657番2地先

0.38キロ

事案番号 23C17-2

埼玉県羽生市西2丁目1657番2地先

埼玉県羽生市下岩瀬536番3地先

0.82キロ

事案番号 23C17-3

埼玉県羽生市西2丁目1594番4地先

埼玉県羽生市中岩瀬670番1地先  
0.375キ口

事案番号 23C17-4  
埼玉県羽生市中岩瀬670番1地先  
埼玉県羽生市下岩瀬318番2地先  
0.45キ口

事案番号 23C17-5  
埼玉県羽生市下岩瀬536番3地先  
埼玉県羽生市上川崎529番2地先  
1.91キ口

事案番号 23C17-6  
埼玉県羽生市上川崎528番2番地先  
埼玉県羽生市川崎2丁目281番3地先  
0.21キ口

事案番号 23C17-7  
埼玉県羽生市小松台1丁目603-27番地先  
埼玉県羽生市小松536-1番地先  
0.25キ口

事案番号 23C17-8  
埼玉県羽生市小松台1丁目603-27番地先  
埼玉県羽生市小松台1丁目603-34番地先  
0.28キ口

事案番号 23C17-9  
埼玉県羽生市小松台1丁目603-34番地先  
埼玉県羽生市小松台2丁目705-35番地先  
0.24キ口

事案番号 23C17-10  
埼玉県羽生市下岩瀬457-3番地先  
埼玉県羽生市下岩瀬317-1番地先  
0.1キ口

事案番号 23C17-11

埼玉県羽生市下岩瀬536-3番地先  
埼玉県羽生市下岩瀬317-1番地先  
0.23キ口

事案番号 23C17-12  
埼玉県羽生市下岩瀬517-5番地先  
埼玉県羽生市下岩瀬457-3番地先  
0.48キ口

事案番号 23C17-13  
埼玉県羽生市下岩瀬376-6番地先  
埼玉県羽生市下岩瀬457-3番地先  
0.1キ口

事案番号 23C17-14  
埼玉県羽生市下岩瀬318番2地先  
埼玉県羽生市小松台2丁目705-16番地先  
0.83キ口

事案番号 23C17-15  
埼玉県羽生市小松台1丁目516-10番地先  
埼玉県羽生市小松台2丁目705-16番地先  
0.21キ口

事案番号 23C17-16  
埼玉県羽生市下岩瀬376-6番地先  
埼玉県羽生市下岩瀬376-6番地先  
0.1キ口

事案番号 23C17-17  
埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先  
埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先  
0.32キ口

事案番号 23C17-18  
埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先  
埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先  
0.72キ口

事案番号 23C17-19

埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先

埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先

0.15キロ

事案番号 23C17-20

埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先

埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先

0.4キロ

計8.555km

4. 当初届け出していた廃止の日

令和6年2月10日

5. 繰り上げ後の廃止の日

令和6年1月1日